

野洲市企業立地促進助成金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野洲市企業立地促進助成金交付要綱（令和 年野洲市告示第 号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(企業)

第3条 要綱別表第3の(3)の項に規定する子会社と親会社との関係にある企業について、次の各号のいずれかに該当する場合、一の企業として助成金の申請を行うことができるものとする。

- (1) 子会社と親会社との関係にある企業が一団の土地で同時に事業投資を行う場合
- (2) 同じ親会社を持つ複数の子会社が一団の土地で同時に事業投資を行う場合

2 前項の場合における投下固定資産の取得額の合計は、各企業の投下固定資産の取得額の合計金額とする。

3 第1項第1号に規定する申請を行う場合、申請者の名義は、親会社とする。

4 第1項第2号に規定する申請を行う場合、申請者の名義は、投下固定資産の取得に要した費用が最も高額である企業とする。

(福利厚生施設)

第4条 福利厚生施設とは、社宅、カフェテリア、食堂、トレーニングルーム等、人材の確保の一助に資するものをいう。

2 福利厚生施設は、要綱第2条第7号に規定する投下固定資産に含めることができる。

3 福利厚生施設は、要綱別表第3に規定する投下固定資産の取得に要した費用に含めることはできない。

(指定事業完了報告)

第5条 要綱第7条第1項に規定する報告の期限は、当該年度の7月末日までとする。

(野洲市企業立地促進助成金交付申請書兼請求書)

第6条 要綱第8条第1項に規定する野洲市企業立地促進助成金交付申請書兼請求書は、申請の年度の固定資産税を完納した後に、提出しなければならない。

2 野洲市企業立地促進助成金交付申請書兼請求書の提出期限は、当該年度の1月末日までとする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。